

配置販売業の業務体制の概要

氏名（法人にあつては、名称） _____

1 配置販売によって販売・授与する医薬品の区分

※ 販売授与する医薬品の区分にレ点をつけること。

☐ 第一類医薬品	☐ 指定第二类医薬品	☐ 第二类医薬品	☐ 第三類医薬品
---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

2 配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合は、その業務の種類

--

3 一般用医薬品を配置する薬剤師及び登録販売者の勤務時間

※ 勤務時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数	1)	時間
薬剤師が第一類医薬品の配置販売に従事する勤務時間数	2)	時間

4 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務状況

薬剤師の週あたり勤務時間数の総和	3)	時間
登録販売者の週あたり勤務時間数の総和	4)	時間
合計 (専門家の週当たりの勤務時間数の総和)	5) = 3) + 4)	時間

5 体制省令への適合状況 ※ 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数	【 1) 】	≥	【 5) 】	専門家の週当たりの勤務時間数の総和
2				
〈第一類医薬品を扱う場合のみ〉				
薬剤師が第一類医薬品の配置販売に従事する勤務時間数	【 2) 】	≥	【 5) 】	専門家の週当たりの勤務時間数の総和
2				

6 配置販売業者が講じなければならない措置 ※ □にレ点をつけること。

一般用医薬品の適正配置を確保するための指針の策定	☐
従事者に対する研修の実施体制の整備	☐
従事者から配置販売業者への事故報告の体制の整備	☐
一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成	☐
一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的とした改善のための方策の実施	☐